青色かながわ

発　行　所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11ﾘｷﾖﾋﾞﾙ2F
TEL　045-433-5221
FAX　045-433-8403
URL：http://kanagawa-aoiro.com/

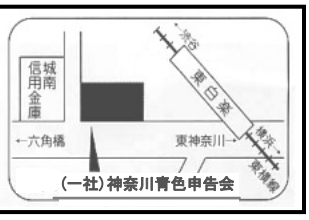

●令和元年分消費税の申告指導について

令和元年分消費税の申告指導について消費税の新税率（１０％）と軽減税率制度の導入により、本年分の記帳について区分経理（旧税率８％、軽減税率８％、新税率１０％の消費税率の区分）が必要となります。
会計ソフトをご利用の方は消費税区分の入力をもとに各税率ごとに区分した集計表を、手書きで記帳されている方は９月までの旧税率８％適用分、１０月からの新税率１０％適用分と軽減税率８％適用分に区分した集計表をもとに消費税の確定申告書を作成します。そのため例年の消費税の申告より時間を要しますので所得税の申告指導と同時に行うことができません。大変申し訳ありませんが、消費税の申告指導につきましては、３月１７日～３１日の間に再度ご来所頂きますようご協力お願いいたします。

確定申告指導会での記帳相談は行いません

確定申告時期の待ち時間短縮を図るため、確定申告指導会（令和２年１月後半開始予定）での帳簿の記帳相談は行いませんので、試算表が合わない方をはじめ、減価償却資産の購入・入れ替え、帳簿の点検等、ご不明な点は年内早めにお越しくださいますようお願いいたします。

●電子申告e―Tax(イータックス)ご利用の会員の皆様へ

当会の確定申告指導会場（事務局）にて、税理士による電子申告ｅ-Tax（イータックス）代理送信をご利用された方に「確定申告のお知らせ」ハガキまたは通知書が税務署から**来年１月末に届きます**。
尚　ご自身のマイナンバーカード（電子証明書）を利用して当会またはご自宅にて、電子申告ｅ-Tax（イータックス）で送信された方には「確定申告のお知らせ」は届きません。ご自身のマイナンバーカード（電子証明書）を利用することで、従来通り当会またはご自宅のパソコンを通じメッセージボックスにて「確定申告のお知らせ」を閲覧することができます。

お手元に届いた方は
必ず当会確定申告指導会場（事務局）にお持ちください。
※納付書を利用する方は、封書により「確定申告のお知らせ」通知書が納付書とあわせて税務署から届きます。

「確定申告のお知らせ」とは…

・青色/白色申告の種類
・予定納税額
・振替納税の利用状況
・簡易課税選択届出等の提出状況
・中間納付税額　等

【お知らせイメージ】

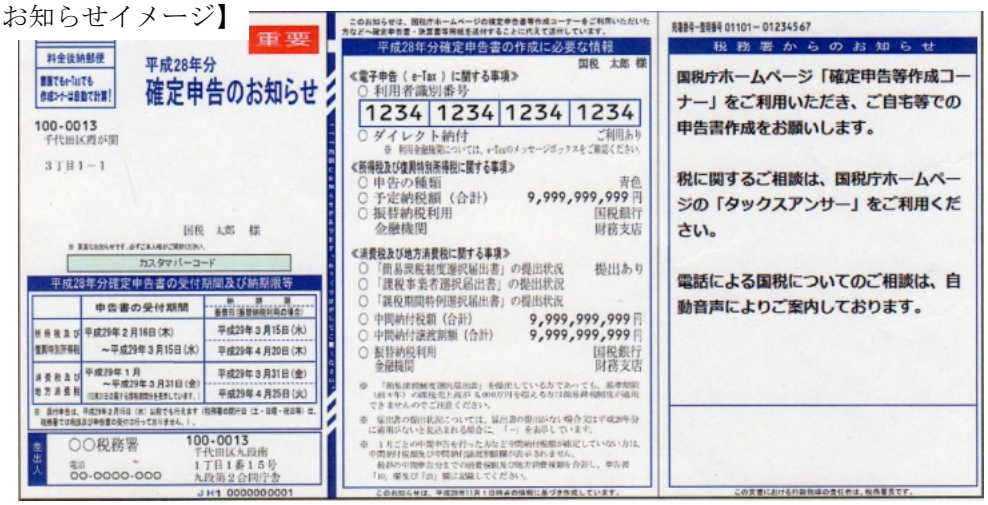

マイナンバーカードを申請しよう！

当会ではマイナンバーカード（電子証明書）による電子申告e-Tax（イータックス）を推奨しています。
是非マイナンバーカードの申請をお願いいたします。

■郵送による申請方法

通知カードに添付されている申請書には、住所や名前等が予め記載されています。作成日と署名を記入し、押印のうえ顔写真を貼付し、下記送付先まで郵送してください。

【郵送による申請の送付先】
〒219-8650　日本郵便株式会社　川崎東郵便局郵便私書箱第2号
地方公共団体情報システム機構　個人番号カード交付申請書受付センター　宛

■お住まいの区の区役所での申請方法

必要書類（下記参照）を持ってご本人がお住まいの区の区役所戸籍課に来庁ください。

■持ち物【申請者ご本人が来庁される場合】
- ●通知カード
- ●住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ）
- ●顔写真（縦4.5cm、横3.5cm）
- ●本人確認書類(原則２点以上)

※詳しくはHP又はお住いの区役所にお問い合わ せください。

■その他の申請方法

郵送による申請のほか、パソコンやスマートフォン、まちなかの証明写真機からでも申請できます。
※ 詳しくはマイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

青年部主催

異業種交流会を開催

9月24日（火）新横浜国際ホテルに於いて青年部主催異業種交流会が開催されました。当日は神奈川税務署中島第一統括官、前野上席がご臨席され、15名のご参加をいただきました。

［テーマ１］として「知っておきたい消費税の軽減税率制度及びキャシュレス・消費者還元事業」と題し、前野上席より改正消費税についての説明や区分経理の記帳方法、ポイント還元などの講話をいただきました。

［テーマ２］では会場をコリントスクラブガーデンに移し、ＰａｙＰａｙ株式会社にご協力をいただき、「はじめての電子決済システム導入」について、個人事業主でも簡単に導入することが出来る事例の発表がありました。

その後、［テーマ３］異業種交流会では、皆さんに自己紹介をしていただき、美味しいワインとおつまみと共に交流を深め和やかな時間を過ごしました。

税を考える週間

「小学生の税の書道展」

神奈川税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催いたします。

本年も多数提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お立ち寄りください。

展示期間：令和元年11月8日（金）～14日（木）
展示場所：キュービックプラザ新横浜

第２期分予定納税の納期と減額申請

第2期納期は12月2日迄です。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。

10月31日の現況で12月31日までの所得金額と税額を見積り、11月15日までに「予定納税額の11月減額申請書」を提出します。

減額申請に必要なもの
- ○令和元年分予定納税通知書
- ○令和元年分の仮決算書
- ○平成30年分確定申告書・決算書の控
- ○印鑑

神奈川税務署からのお役立ち情報！（vol.25）

ご存じですか 消費税転嫁対策特別法

税子先生

お店の方が、セールの宣伝や広告で値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別法で禁止される表示がありますので、注意が必要です

× 禁止される表示例

あたかも消費者が消費税を負担していないかに誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

・「消費税は転嫁しません。」、「消費税はおまけします。」

・「消費税はいただきません。」、「消費税はサービス。」

・「消費税還元」、「消費税還元セール」

②取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

・「消費税率上昇分値引きします。」、「消費税 10%還元セール」

・「消費税分は勉強させていただきます。」

③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

・「消費税相当分の商品券を提供します。」

・「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」

○ 禁止されない表示例

宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかでないもの

①消費税との関連がはっきりしない　「秋の生活応援セール」、「ハロウィンセール」

②たまたま消費税率の引上げ幅が一致するだけ　「２％値下げ」、「２％還元」

③たまたま消費税率と一致するだけ　「10%値下げ」、「10%還元セール」

④「10 月 1 日以降○%値下げ」などの表示は問題ない　「10 月 1 日以降○%ポイント付与」

■お問い合わせ先　【消費税価格転嫁等総合相談センター】

０１２０－２００－０４０

（受付時間）９：００～１７：００（土日祝を除く※）

※令和元年 10 月は土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

参考：財務省ホームページ「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」

弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

●開催日程
　１１月　５日（火）
　１２月　３日（火）

●会　　場　　事　務　局　３　Ｆ（東白楽）

●時　　間　　PM１：００～PM３：００　迄

●電話番号　　４３３－５２２１（予約制）

※相談時間は、お一人様３０分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日

毎週月曜日開設

※12月から月・木曜日の開設日となります。

●電話番号　070-5593-2028(PHS)
（開設日以外はつながりません）

●受付時間　10時～11時・13時～14時

●開設日
　11月　11日(月)・18日(月)・25日(月)
　12月　2日(月)・5日(木)・9日(月)・12日(木)
　　16日(月)・19日(木)・23日(月)・26日(木)

神奈川県下のあおいろ優待サービス

新着ご優待施設

遊ぶ　ルミネtheよしもと

テレビで活躍中の人気タレントからベテラン漫才師まで、漫才・コント・落語に芝居等、盛り沢山の内容です！

万葉倶楽部、横浜八景島シーパラダイス等その他施設のあおいろ優待サービスについては、ホームページ又は事務局までお問い合わせください。

慶弔見舞金のお知らせ

当会では会員の皆様へ福利厚生の一環として、お祝い金・お見舞金・弔慰金を給付しております。

項目	内容	給付しない時
1、対象者	正会員又はその家族で入会し3年以上の方に限ります。	準会員には給付しません。
2、届出方法	給付の事由が発生したら原則として10日以内に班長又は事務局へご連絡下さい。	所定の手続きをして会が相当と認めないと給付しません。
3、給付内容 ①結婚祝金	正会員本人が結婚した時に10,000円給付します。	再婚の時は給付しません。
②出産祝金	正会員又はその配偶者が出産した時にお子様1人に5,000円給付します。	ご夫婦とも会員の時はどちらか一方のみに給付します。
③火災見舞金	正会員の営業所・隣接する倉庫工場が全焼の時は30,000円給付します。全焼以外の時は被害程度に応じて算定の上給付します。	火災原因が正会員及び家族の故意の場合地震の時は給付しません。
④弔慰金	正会員死亡の時 10,000円を給付 配偶者死亡の時 5,000円を給付 専従者死亡の時 5,000円を給付	

会のうごき

9月2日～30日　記帳確認指導会
3日　無料法律税務相談会
4日～6日　署共催記帳指導会軽減税率制度説明会
4日・9日　受託事業記帳説明会（会計ソフト）
5日・6日　生活習慣病検診（加瀬ビル新横浜）
11日　会長副会長会議
13日　神奈川・港北合同支部会
　　労働保険監査
17日　生活習慣病検診（神奈川公会堂）
18日　八者会定例会議
20日　県連青色申告普及会勢拡大運動「局署会」合同会議
24日　青年部異業種交流会
　　青色塾
25日　全青色東京地区ブロック大会
27日　理事会

●事務局よりお知らせ

11月22日（金）は、職員会議のため
12月6日（金）は、職員研修のため
12時までの業務とさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

会費振替のお知らせ

次回の会費引落日は・・・
12月26日（木）です。

ご指定の預金口座からの振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さる様宜しくお願いいたします。